

## 西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 意見照会回答票

全体をとおしてご意見等ありましたらご指摘をお願いいたします。

該当ページ	ご意見	修正案		住宅課の回答
		前	後	
15	UR・公社・都民住宅について、住み続けられるとの断定的な記載は踏み込み過ぎではないか。	～希望する地域に住み続けることができるようにします。	～希望する地域に住み続けることができるように支援します。	修正後案に変更
18	(6)経済的支援という見出しでは、一般的な経済的支援(生活困窮者への生活支援など)と受け止められるのではないか。	(6)経済的支援	(6)住宅確保に係る各種補助・助成制度	修正後案に変更
15 ・ 17 ・ 18	公営住宅の代わりに家賃補助付き住宅を整備する方式は有効だと思いますが、現行の国の制度のように専用住宅に限定されると使い勝手が悪いので、その辺りも含めて独自制度を検討いただきたいです。			まずは、専用住宅の家賃補助制度を始めただけで、これを軌道に乗せることを考えています。今後、制度を進めながら課題を整理し、必要に応じて検討していきたいと思いますが、今回は十分な検討がされていないため、次期改定での検討とさせていただきます。
20	サブリースについての支援について、障害者世帯だけでなく高齢者世帯でも有効な方式だと思いますので、居住支援法人がサブリースする物件への家賃補助等、準公営住宅の位置づけにする事業を検討いただきたいです。			居住支援法人等が行うサブリースへの支援について、高齢者世帯への支援も含めることとします。
20	「4居住安定確保の取組み」の中の「高齢者世帯への取組み」について、現在、居住支援サービスの課題の一つに、身元保証と死後事務委任があります。これらについても、今後、西東京市としてどうしていくかが問われてくると思います。もし、可能であれば、加筆されておいた方が良いかと思いました。一朝一夕では決定できない事項かもしれませんので、ご検討ください。			単身高齢者で身寄りのない方が増加し、緊急連絡先は組織で何とかなっても、身元保証人となると入院時や施設入所時に身元を保証する人物になるため他人では難しいと思います。また、死後事務委任は、お金があれば方法がありますが、お金のない方は今のところ方法が見つかりません。今後の課題として協議していく必要がありますが、今回の計画改定に載せるには情報や検討が足りず、次期改定での検討とさせていただきます。
21	部署の担当業務の名称を、第3次基本計画・基本構想に合わせて修正をお願いします。	庁内の国際交流や市民交流の担当部署	庁内の多文化共生推進担当部署	修正後案に変更